

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成23年12月5日提出
【計算期間】	第12期特定期間（自 平成23年3月8日 至 平成23年9月5日）
【ファンド名】	通貨分散債券オープン
【発行者名】	明治安田アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 公俊
【本店の所在の場所】	東京都港区北青山三丁目 6 番 7 号
【事務連絡者氏名】	阿部 一
【連絡場所】	東京都港区北青山三丁目 6 番 7 号
【電話番号】	03-5469-3587
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

通貨分散ボンドオープン（愛称：いろどり）は、「通貨分散外国債券マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、様々な通貨の国の国債、州債、政府保証債、国際機関債を主要投資対象として安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより当該限度額を変更することができます。この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（注）当ファンドは社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

■ 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産（ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類表（網掛け表示部分）の定義 >

追加型

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■ 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本除く) 日本 北米	ファミリー ファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	欧州 アジア オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		
その他資産 (投資信託証券 (債券 公債))	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

< 属性区分表（網掛け表示部分）の定義 >

その他資産（投資信託証券（債券 公債））

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものを行います。）を通じて、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

年12回（毎月）

目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本除く）

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本除く）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

(注) 上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<http://www.toushin.or.jp/>）で閲覧が可能です。

■ ファンドの特色

通貨分散ボンドオープンは、通貨分散外国債券マザーファンドへの投資を通じて、様々な通貨の国の国債、州債、政府保証債、国際機関債を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

さまざまな通貨の債券に投資を行います。

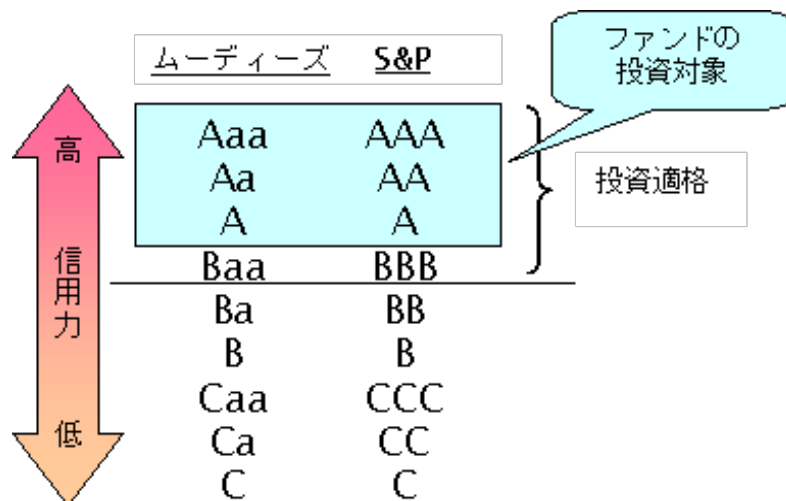
- マザーファンドへの投資を通じて、様々な通貨の債券に投資を行います。
原則として米ドル、ユーロ、円を除いた通貨の債券を投資対象とします。
いろいろな通貨の債券を投資対象にすることで、収益機会の広がりが期待できます。
- イギリス、ノルウェー、スウェーデン、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカを投資対象国とします。
ただし、金利状況・投資環境の変化に応じて、通貨、投資対象国の見直しを行うことがあります。



（2011年9月末現在の投資対象国）

信用力の高い債券に投資します。

- 投資対象は、取得時においてA格以上またはA格相当以上の国債、州債、政府保証債、国際機関債に限定します。これにより信用リスクの抑制とファンドの安定性に努めます。
格付を取得していない債券については、委託会社が同等の信用力があると判断した場合には、投資を行うことがあります。



債券の格付は、債務履行能力の観点から、格付機関が表示しているもので、当ファンドは、A格以上の債務履行の確実性が高い債券を投資対象としています。

月1回（毎月5日、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として、毎月収益の分配を行います。

- 原則として、毎月5日に利子収入を原資として、安定した分配を目指します。
- 原則として、毎年6月の決算時には、債券の値上がり益を加えて分配を行うことを目指します。
ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

原則として、外貨建資産の為替ヘッジは行いません。

・外貨建資産を主要投資対象としますので、為替変動によって基準価額は影響を受けます。

（２）【ファンドの沿革】

平成17年9月27日 信託契約締結、信託財産の設定、運用開始

平成22年10月1日 ファンドの委託会社としての業務を安田投信投資顧問株式会社から明治安田アセットマネジメント株式会社に承継

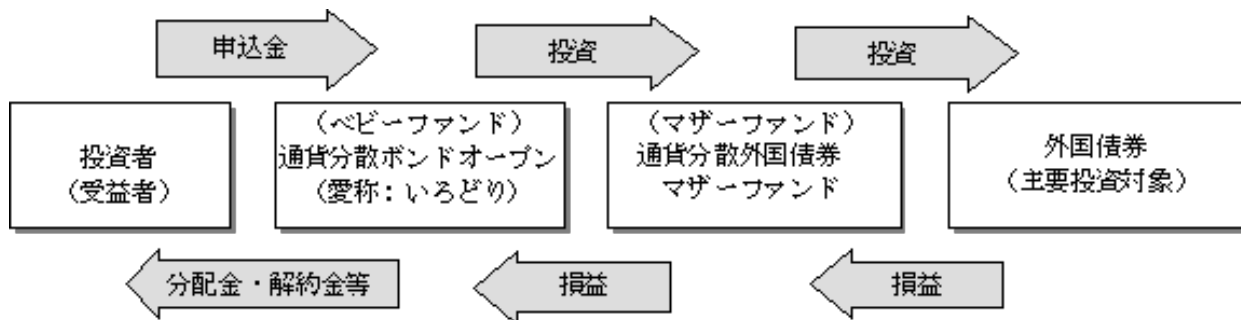
当ファンドのマザーファンドである「通貨分散外国債券マザーファンド」については、平成17年5月27日に信託契約が委託会社と受託会社の間で締結されています。

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、お客様からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



損益は全て投資者である受益者に帰属します。

委託会社等及びファンドの関係法人

１．委託会社（委託者）：明治安田アセットマネジメント株式会社

信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。

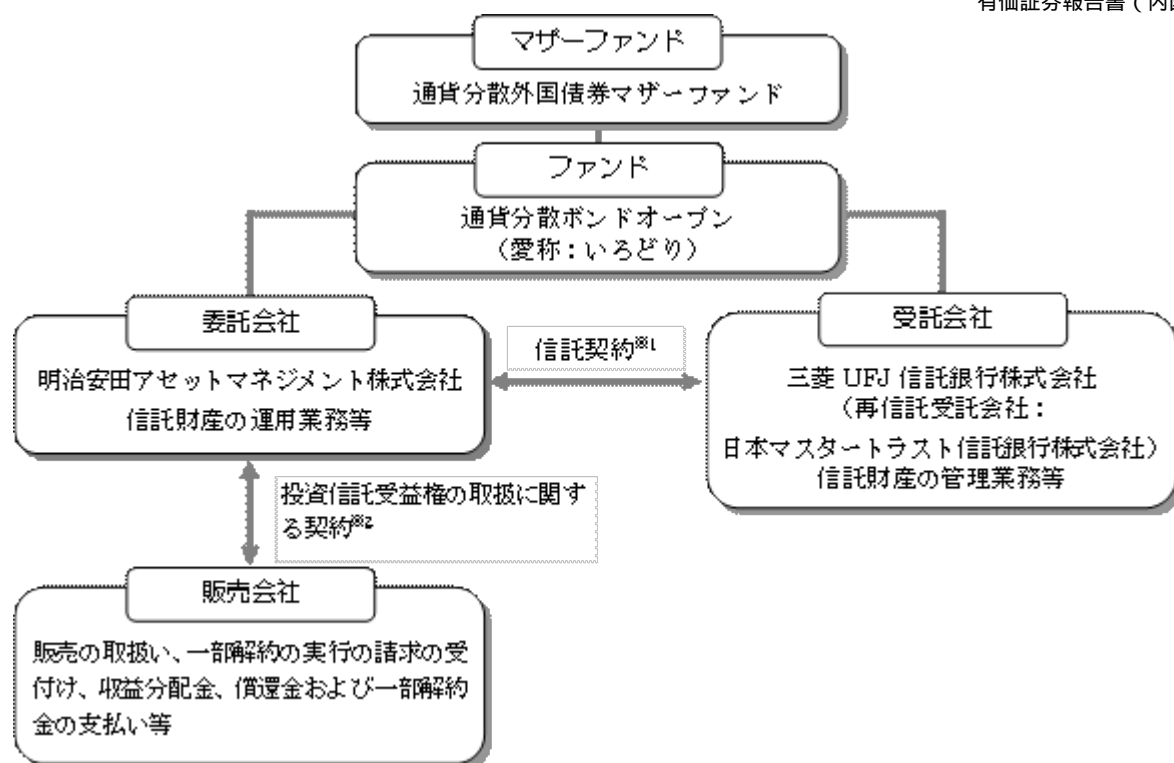
２．受託会社（受託者）：三菱UFJ信託銀行株式会社

信託財産の保管・管理業務等を行います。

（受託者は信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。）

３．販売会社

ファンドの販売会社としての募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付け、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。



1 信託契約

委託会社と受託会社との間において、「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

2 投資信託受益権の取扱に関する契約

委託会社と販売会社との間において、「投資信託受益権の取扱に関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び解約の取扱い等を規定しています。

委託会社等の概況

1. 資本金の額（本書提出日現在）：10億円

2. 委託会社の沿革：

昭和61年11月：コスモ投信株式会社設立
 平成10年10月：ディーアンドシーキャピタルマネージメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更
 平成12年2月：商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更
 平成12年7月：明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更
 平成21年4月：商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更
 平成22年10月：安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント株式会社」に変更

3. 大株主の状況（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	17,539株	92.86%
アリアンツ・グローバル・インベスターズ アジア パシフィック ゲー・エム・ベー・ハー	ドイツ, 80335 ミュンヘン ジーデル シュトラッセ 24-24a	1,261株	6.68%
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2-2-2	87株	0.46%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

1．基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

2．運用方法

・投資対象

「通貨分散外国債券マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。なお、債券に直接投資する場合があります。

・投資態度

主として、「通貨分散外国債券マザーファンド」の受益証券に投資し、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等によっては、適宜変更を行う場合があります。

原則として外貨建資産の為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■マザーファンドの投資方針

1．基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

2．運用方法

・投資対象

様々な通貨の国の国債、州債、政府保証債、国際機関債を主要投資対象とします。

・投資態度

様々な通貨の国の国債、州債、政府保証債、国際機関債を主要投資対象として運用を行います。

原則として米ドル、ユーロ、円を除いた通貨の国の国債、州債、政府保証債、国際機関債を中心に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。なお、投資環境の変化、金利状況の変化に応じて通貨、投資対象国の見直しを行うことがあります。

投資に際しては、取得時において評価機関からA格以上の格付あるいはA格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄とします。

格付を取得していない債券については、委託会社が同等の信用力があると判断した場合には、投資を行うことがあります。

運用にあたっては、分散に配慮の上投資を行います。

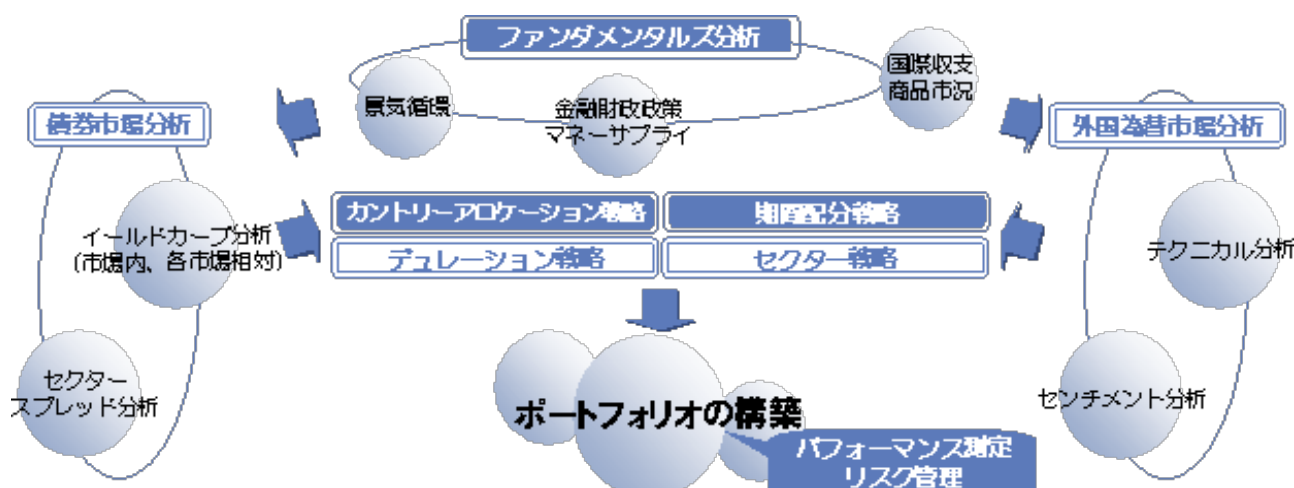
外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

債券の組入比率は、高位を保つことを基本とします。

市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

・運用プロセス

金利変動リスク、信用リスク等に配慮しつつイールドカーブ戦略、セクター・個別銘柄選定を重視したアクティブ運用を行い、安定的な収益の獲得を目指します。



ファンダメンタルズ分析¹

投資対象国の景気循環の中での位置（後退期、拡大期等）を見極め、これに対応した政策動向などを分析し、債券・為替両面から各市場の相対的な優位性を判断します。

債券市場分析

各国債券市場間のイールドカーブ²比較、実質金利比較や、それぞれの債券市場におけるイールドカーブの形状分析、国債とその他の銘柄のスプレッド分析等に基づき、相対的に割安な市場、期間、セクターを判断します。

外国為替市場分析

ファンダメンタルズ分析に加え、テクニカルチャートや先物ポジションの分析などにより、各国通貨動向を判断します。

ポートフォリオの構築

各分析の結果に基づき、カントリーアロケーション戦略、デュレーション³戦略、期間配分戦略⁴（バーベル戦略⁵・ブレット戦略⁶）、セクター戦略を決定し、運用ガイドラインに沿った銘柄選択を行います。

パフォーマンス測定

市場インデックスと比較した相対パフォーマンスおよび要因分析、類似ファンドとのパフォーマンス比較に基づき、戦略の見直しを行い、次期の戦略決定の参考とします。

1 ファンダメンタルズ分析

一般的にファンダメンタルズ分析は、証券等の投資価値を求めて発行主体の経営的・財務的特性等の分析を行います。これに対してテクニカル分析は、市場現象に着目した分析を行います。例えば、価格や出来高の推移を図示して、そこから変化傾向を読み取ったり、市場の需給関係等の状況から変動方向を判断します。

2 イールドカーブ

ある一時点において、他の条件が等しく、残存期間のみ異なる債券を対象とし、横軸に残存期間をとり、縦軸に利回りをとったときにできる曲線のことを言います。一般的に、イールドカーブが右下がりのときは将来金利が低下すると予想され、右上がりのときは将来金利が上昇すると予想されます。

3 デュレーション

債券投資元本の回収までに要する平均残存期間をいいます。

4 期間配分戦略

債券投資における保有債券と今後の金利見通しに伴い、債券投資における残存期間をコントロールする戦略です。

5 バーベル戦略

短期債と長期債を分散して保有し、中期債は保有しないといった運用で、短期債から流動性を確保し、長期債から好利回りを追求します。利回りの変動が大きいと予想した場合の運用手法となります。

6 ブレット戦略

保有債券の残存期間を一つに集中させる運用方法で、通常の場合、バーベル戦略に比べ好利回りとなります。利回りの変動が小さいと予想した場合の運用手法となります。

投資対象および投資制限は、原則として「通貨分散ボンドオープン」と実質的に同様です。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- １）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ.有価証券

ロ.デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）

ハ.金銭債権

ニ.約束手形

- ２）次に掲げる特定資産以外の資産

イ.為替手形

運用の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として明治安田アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「通貨分散外国債券マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １）株券
 - ２）国債証券
 - ３）地方債証券
 - ４）特別の法律により法人の発行する債券
 - ５）社債券
 - ６）資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - ７）コマーシャル・ペーパー
 - ８）外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1）から7）までの証券または証書の性質を有するもの
 - ９）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - １０）外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - １１）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - １２）抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - １３）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - １４）外国の者に対する権利で13）の有価証券の性質を有するもの
- なお、1）の証券、8）の証券または証書のうち1）の証券を以下「株式」といい、2）から6）までの証券および8）の証券または証書のうち2）から6）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- １）預金
 - ２）指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - ３）コール・ローン
 - ４）手形割引市場において売買される手形
 - ５）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - ６）外国の者に対する権利で5）の権利の性質を有するもの
- 前 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が

運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

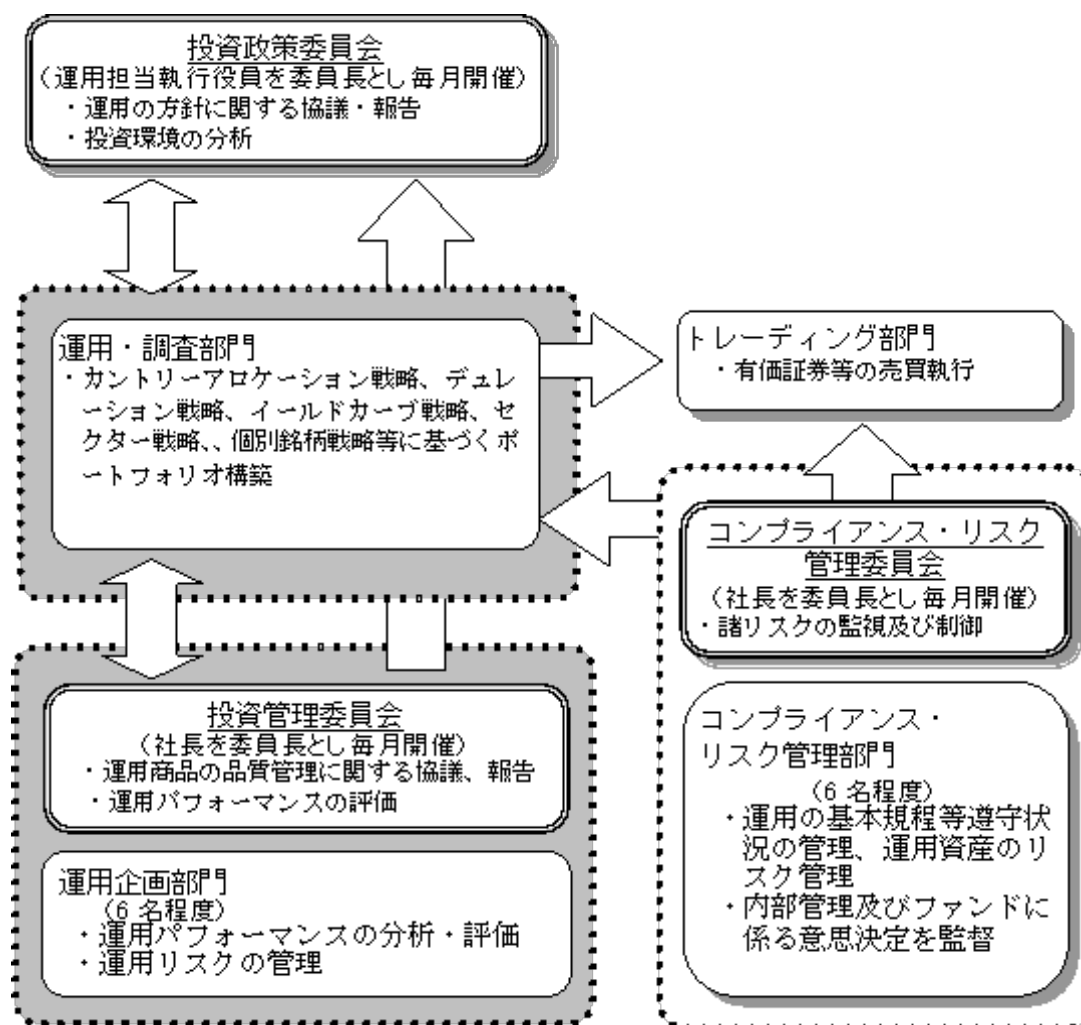
（３）【運用体制】

投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。

ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。

ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。

投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。



- ・ ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
- ・ ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

< 受託会社に対する管理体制 >

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

（４）【分配方針】

月1回（毎月5日、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子等収益（マザーファンドの信託財産に属する利子等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。以下同じ）と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

毎決算時に経費控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みます。）から、原則として利子等収益を中心に分配を行います。また、売買益（評価益を含みます。）は、原則として毎年6月の決算時に分配を行います。分配額の決定にあたっては、基準価額水準、市況動向等を考慮します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わない場合があります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

< 分配のイメージ図 >



上図は分配に関するイメージ図であり、将来の投資成果および分配金の支払いを保証するものではありません。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

《投資信託で分配金が支払われるイメージ》

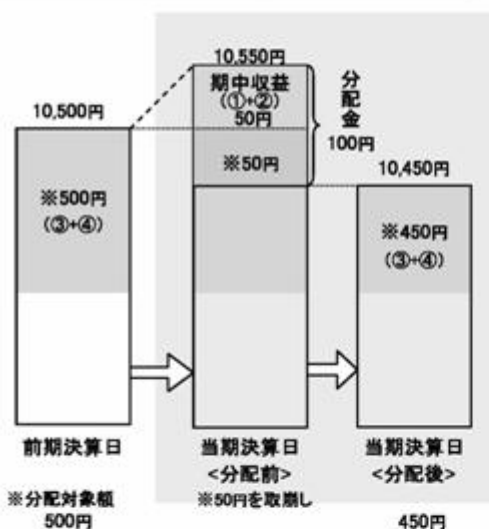


*上記は投資信託での分配金の支払いをイメージ図にしたものです。

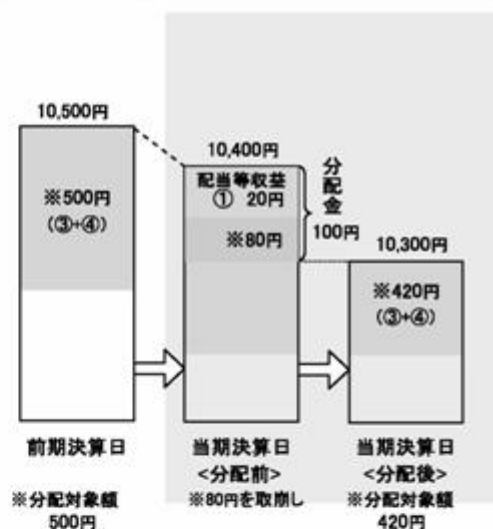
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

《計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合》

（前期決算から基準価額が上昇した場合）



（前期決算から基準価額が下落した場合）

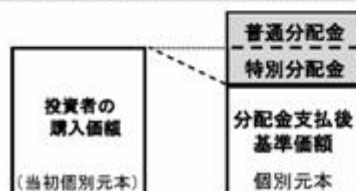


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金により構成されます。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

*上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありません。

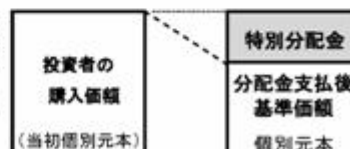
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）



※特別分配金は、実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、特別分配金部分は非課税扱いとなります。

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

特別分配金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、特別分配金の額だけ減少します。

（５）【投資制限】**■投資信託約款に基づく投資制限****マザーファンドへの投資制限**

マザーファンドへの投資割合には制限を設けません。

株式への投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

先物取引等の運用指図

- 1) 委託会社は、わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- 2) 委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- 3) 委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図・目的

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 4) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 4) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

2) 前1) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

2) 前1) の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

3) 前2) の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入れ

1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

3) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

■法律等で規制される投資制限

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって、投資信託財産の運用の指図その他の業務を遂行しなければなりません。関係法令に定める主なものは以下の通りです。

<同一株式の投資制限>

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

<投資運用業に関する禁止行為>

運用財産に関し、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

（１）ファンドのリスクと留意点

ファンドは、直接あるいはマザーファンドを通じて間接的に、外国の債券等、値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預金等と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

1. 値動きの主な要因

債券価格変動リスク

債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

為替変動リスク

外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

2. その他の留意点

- 投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。
- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

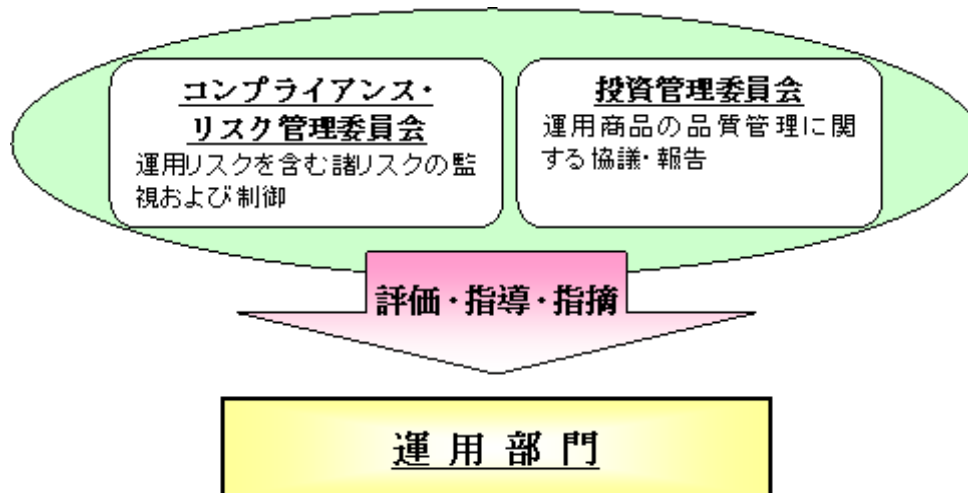
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

（２）リスクに対する管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。

投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



ファンドのリスク管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

「自動けいぞく投資コース」の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

（２）【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、換金時には、換金請求受付日の翌営業日の基準価額に0.1%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.05%（税抜1.00%）の率を乗じて得た額とします。委託会社、販売会社、受託会社間の分配については、下記の通りとします。

（年率）

販売会社の 純資産総額	配分			合計
	委託会社	販売会社	受託会社	
100億円以下 の部分	0.4725% （税抜0.45%）	0.5250% （税抜0.50%）	0.0525% （税抜0.05%）	1.05% （税抜1.00%）
100億円超 の部分	0.4200% （税抜0.40%）	0.5775% （税抜0.55%）		

販売会社への分配については、委託会社が委託者報酬として信託財産から一旦収受した後、販売会社が行う業務に対する代行手数料として販売会社に支払われます。なお、委託会社と販売会社の分配については各販売会社の取扱残高（信託財産の純資産総額ベース）に応じて計算されるものとします。

信託報酬および信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託会社が立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額、ならびに先物・オプション取引に要する費用、信託財産を外国で保管する場合の費用等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、投資者の皆様の保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

個人、法人別の課税の取扱いについて

1) 個人の受益者に対する課税

<収益分配金の課税>

収益分配金のうち普通分配金が配当所得として課税されます。

原則として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

<一部解約時および償還時の課税>

一部解約時および償還時の譲渡益（一部解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得として課税されます。原則として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収され、申告は不要となります。

平成25年12月31日まで適用される税率です。平成26年以降は、20%（所得税15%および地方税5%）の税率となる予定です。

< 損益通算について >

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）と損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

2) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

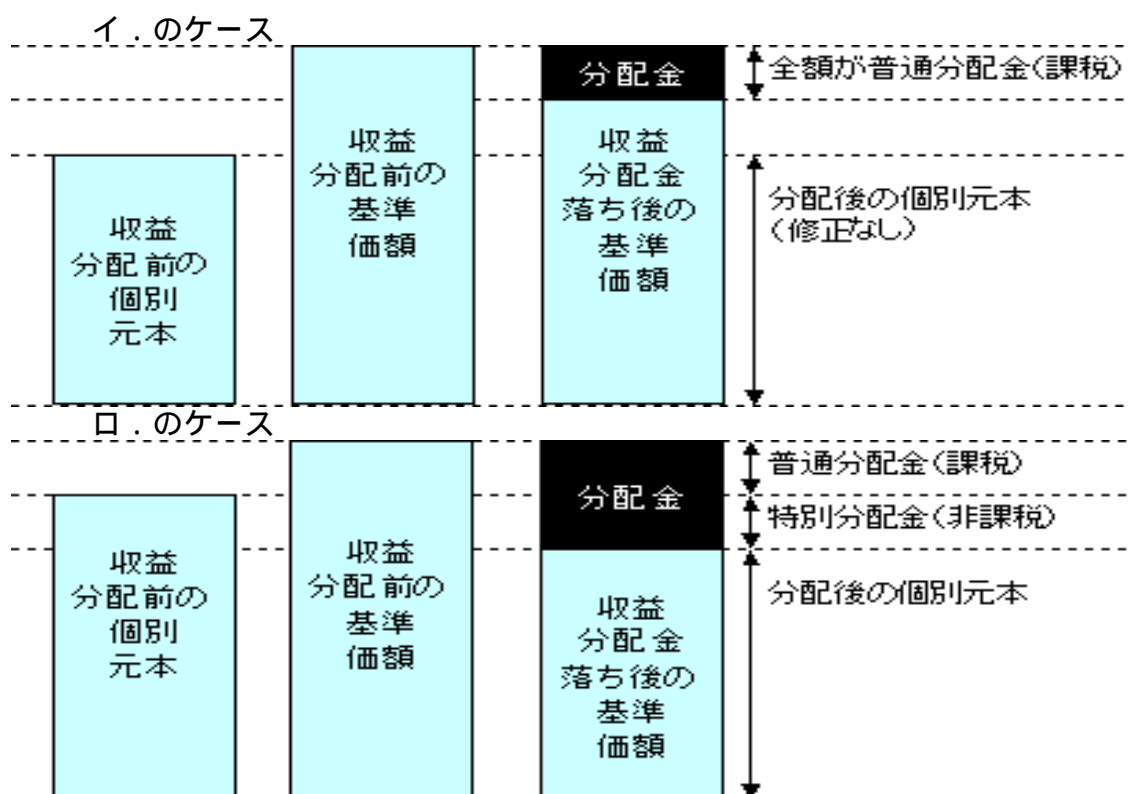
平成25年12月31日まで適用される税率です。平成26年以降は、15%（所得税15%）の税率となる予定です。

個別元本について

- 1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一の販売会社であっても複数口座で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受取る際、イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。



上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません。

当ファンドは、配当控除ならびに益金不算入制度の適用はありません。

課税上の取扱いの詳細は、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更されることがあります。

5【運用状況】

以下は平成23年9月30日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
通貨分散外国債券マザーファンド受益証券	-	834,226,456	99.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		8,439,205	1.00
合計（純資産総額）		842,665,661	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の金額（時価）の比率をいいます。

（参考）マザーファンドの投資状況

通貨分散外国債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	ノルウェー	920,143,854	15.49
	カナダ	719,793,857	12.12
	南アフリカ	352,918,560	5.94
	スウェーデン	312,716,491	5.26
	ニュージーランド	271,007,253	4.56
	イギリス	236,880,146	3.99
	小計	2,813,460,161	47.37
地方債証券	カナダ	448,734,862	7.55
特殊債券	オーストラリア	1,500,107,326	25.25
	国際機関	1,001,283,491	16.86
小計		2,501,390,817	42.11
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		176,269,438	2.97
合計（純資産総額）		5,939,855,278	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

1. 上位銘柄

順位	銘柄名	国名／業種 種類	数量（口）	簿価単価 ／簿価額（円）	評価単価 ／評価額（円）	投資比率 （％）
1	通貨分散外国債券 マザーファンド	日本 / - 親投資信託受益証券	695,710,497	1.2783 889,326,729	1.1991 834,226,456	99.00

2. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.00
合計	99.00

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）マザーファンドの投資資産

投資有価証券の主要銘柄

通貨分散外国債券マザーファンド

1. 上位銘柄

順位	銘柄名	国／ 地域	種類	券面 総額	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	利率 （％）	償還期限	投資 比率 （％）
----	-----	----------	----	----------	-------------------	-------------------	------------------	------------------	-----------	------	-----------------

1	NORWEGIAN GOV'T 4.5%	ノルウェー	国債証券	25,000,000	1,391.79	347,949,000	1,527.40	381,850,875	4.5	2019年5月22日	6.43
2	QUEENSLAND TREAS 6%	オーストラリア	特殊債券	4,200,000	7,625.99	320,291,853	8,098.36	340,131,320	6	2017年9月14日	5.73
3	CANADA-GOV'T 9%	カナダ	国債証券	2,300,000	11,771.58	270,746,473	13,006.81	299,156,649	9	2025年6月1日	5.04
4	TREAS CORP VICT 5.75%	オーストラリア	特殊債券	3,700,000	7,554.88	279,530,770	7,959.07	294,485,766	5.75	2016年11月15日	4.96
5	QUEENSLAND TREAS 6.25%	オーストラリア	特殊債券	3,500,000	7,718.75	270,156,469	8,264.18	289,246,643	6.25	2019年6月14日	4.87
6	NSWTC-DOMESTIC 6%	オーストラリア	特殊債券	3,500,000	7,612.39	266,433,675	8,177.89	286,226,312	6	2019年4月1日	4.82
7	EUROPEAN INVT BK 6.125%	国際機関	特殊債券	3,500,000	7,495.61	262,346,682	7,860.52	275,118,441	6.125	2017年1月23日	4.63
8	NORWEGIAN GOV'T 6.5%	ノルウェー	国債証券	17,000,000	1,421.43	241,643,304	1,428.04	242,767,854	6.5	2013年5月15日	4.09
9	INTERAMER DEV BK 6%	国際機関	特殊債券	3,000,000	7,548.34	226,450,376	7,952.00	238,560,263	6	2016年5月25日	4.02
10	ONTARIO PROVINCE 5.6%	カナダ	地方債証券	2,500,000	8,505.95	212,648,956	9,412.68	235,317,062	5.6	2035年6月2日	3.96
11	NORWEGIAN GOV'T 5%	ノルウェー	国債証券	15,000,000	1,408.33	211,250,025	1,477.12	221,569,425	5	2015年5月15日	3.73
12	ONTARIO PROVINCE 4.4%	カナダ	地方債証券	2,600,000	7,834.90	203,707,462	8,208.37	213,417,800	4.4	2016年3月8日	3.59
13	NEW ZEALAND GVT 6%	ニュージーランド	国債証券	2,500,000	6,039.30	150,982,500	6,644.99	166,124,940	6	2021年5月15日	2.80
14	SWEDEN GOVT 4.25%	スウェーデン	国債証券	12,500,000	1,197.52	149,690,440	1,320.22	165,027,967	4.25	2019年3月12日	2.78
15	QUEENSLAND TREAS 6%	オーストラリア	特殊債券	2,000,000	7,668.09	153,361,834	7,950.73	159,014,618	6	2015年10月14日	2.68
16	INTL FIN CORP 7.5%	国際機関	特殊債券	2,000,000	7,820.31	156,406,219	7,859.17	157,183,476	7.5	2013年2月28日	2.65
17	CANADA-GOV'T 4.25%	カナダ	国債証券	1,800,000	8,002.81	144,050,657	8,575.12	154,352,163	4.25	2018年6月1日	2.60
18	CANADA-GOV'T 5.25%	カナダ	国債証券	1,900,000	7,919.22	150,465,335	7,927.29	150,618,527	5.25	2013年6月1日	2.54
19	SWEDEN GOVT 6.75%	スウェーデン	国債証券	11,500,000	1,254.15	144,227,256	1,284.24	147,688,524	6.75	2014年5月5日	2.49
20	QUEENSLAND TREAS 6%	オーストラリア	特殊債券	1,600,000	7,568.49	121,095,863	8,187.66	131,002,667	6	2021年6月14日	2.21
21	REP SOUTH AFRICA 13.5%	南アフリカ	国債証券	11,000,000	1,166.78	128,346,240	1,178.25	129,608,160	13.5	2015年9月15日	2.18
22	TREASURY 8%	イギリス	国債証券	700,000	16,292.91	114,050,383	17,898.42	125,289,001	8	2021年6月7日	2.11
23	REP SOUTH AFRICA 8.25%	南アフリカ	国債証券	12,000,000	954.04	114,485,760	982.41	117,889,920	8.25	2017年9月15日	1.98
24	NEW ZEALAND GVT 6%	ニュージーランド	国債証券	1,600,000	6,149.48	98,391,686	6,555.14	104,882,313	6	2017年12月15日	1.77
25	REP SOUTH AFRICA 8%	南アフリカ	国債証券	11,000,000	932.25	102,548,160	958.36	105,420,480	8	2018年12月21日	1.77
26	INT BK RECON&DEV 7.5%	国際機関	特殊債券	1,500,000	6,461.16	96,917,508	6,510.36	97,655,481	7.5	2014年7月30日	1.64
27	INTL FIN CORP 7.75%	国際機関	特殊債券	1,500,000	6,254.82	93,822,440	6,133.15	91,997,393	7.75	2012年8月23日	1.55
28	TREASURY 4.25%	イギリス	国債証券	600,000	11,843.69	71,062,175	13,495.92	80,975,538	4.25	2032年6月7日	1.36
29	INT BK RECON&DEV 6%	国際機関	特殊債券	1,000,000	7,545.56	75,455,646	7,965.01	79,650,132	6	2016年11月9日	1.34
30	NORWEGIAN GOV'T 3.75%	ノルウェー	国債証券	5,000,000	1,313.20	65,660,490	1,479.11	73,955,700	3.75	2021年5月25日	1.25

2. 種類別の投資比率

	種類	投資比率（％）
外国	国債証券	47.37
	特殊債券	42.11
	地方債証券	7.55
合計		97.03

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

種類	売建 / 買建	通貨	数量	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率 （％）
為替予約取引	売建	カナダドル	586,127.40	43,500,558	43,344,121	0.73

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第1期特定期間末（平成18年3月6日）	2,803,267,125	2,813,279,256	10,360	10,397
第2期特定期間末（平成18年9月5日）	2,810,522,185	2,820,551,850	10,368	10,405
第3期特定期間末（平成19年3月5日）	2,072,055,565	2,079,539,097	10,245	10,282
第4期特定期間末（平成19年9月5日）	1,766,524,151	1,773,308,459	9,634	9,671
第5期特定期間末（平成20年3月5日）	1,743,019,517	1,749,962,906	9,288	9,325
第6期特定期間末（平成20年9月5日）	1,558,686,630	1,565,300,048	8,720	8,757
第7期特定期間末（平成21年3月5日）	1,159,429,229	1,165,830,862	6,701	6,738
第8期特定期間末（平成21年9月7日）	1,292,062,651	1,298,302,859	7,661	7,698
第9期特定期間末（平成22年3月5日）	1,211,662,345	1,217,624,642	7,519	7,556
第10期特定期間末（平成22年9月6日）	1,120,288,525	1,125,975,073	7,289	7,326
第11期特定期間末（平成23年3月7日）	999,120,584	1,004,103,692	7,419	7,456
第12期特定期間末（平成23年9月5日）	921,292,314	925,879,208	7,432	7,469

平成22年9月末日	1,123,255,114	7,549
平成22年10月末日	1,079,471,585	7,269
平成22年11月末日	1,075,850,937	7,356
平成22年12月末日	1,051,908,577	7,336
平成23年1月末日	1,008,760,692	7,295
平成23年2月末日	1,005,006,177	7,378
平成23年3月末日	1,004,418,596	7,607
平成23年4月末日	1,033,502,575	7,862
平成23年5月末日	996,405,870	7,709
平成23年6月末日	972,189,326	7,694
平成23年7月末日	950,958,731	7,619
平成23年8月末日	931,217,952	7,500
平成23年9月末日	842,665,661	6,969

【分配の推移】

	1 万口当たり税込み分配金（円）
第 1 期特定期間（平成17年 9 月27日から平成18年 3 月 6 日まで）	148
第 2 期特定期間（平成18年 3 月 7 日から平成18年 9 月 5 日まで）	222
第 3 期特定期間（平成18年 9 月 6 日から平成19年 3 月 5 日まで）	222
第 4 期特定期間（平成19年 3 月 6 日から平成19年 9 月 5 日まで）	1,385
第 5 期特定期間（平成19年 9 月 6 日から平成20年 3 月 5 日まで）	222
第 6 期特定期間（平成20年 3 月 6 日から平成20年 9 月 5 日まで）	222
第 7 期特定期間（平成20年 9 月 6 日から平成21年 3 月 5 日まで）	222
第 8 期特定期間（平成21年 3 月 6 日から平成21年 9 月 7 日まで）	222
第 9 期特定期間（平成21年 9 月 8 日から平成22年 3 月 5 日まで）	222
第10期特定期間（平成22年 3 月 6 日から平成22年 9 月 6 日まで）	222
第11期特定期間（平成22年 9 月 7 日から平成23年 3 月 7 日まで）	222
第12期特定期間（平成23年 3 月 8 日から平成23年 9 月 5 日まで）	222

【収益率の推移】

	収益率（％）
第 1 期特定期間（平成17年 9 月27日から平成18年 3 月 6 日まで）	5.08
第 2 期特定期間（平成18年 3 月 7 日から平成18年 9 月 5 日まで）	2.22
第 3 期特定期間（平成18年 9 月 6 日から平成19年 3 月 5 日まで）	0.95
第 4 期特定期間（平成19年 3 月 6 日から平成19年 9 月 5 日まで）	7.55
第 5 期特定期間（平成19年 9 月 6 日から平成20年 3 月 5 日まで）	1.29
第 6 期特定期間（平成20年 3 月 6 日から平成20年 9 月 5 日まで）	3.73
第 7 期特定期間（平成20年 9 月 6 日から平成21年 3 月 5 日まで）	20.61
第 8 期特定期間（平成21年 3 月 6 日から平成21年 9 月 7 日まで）	17.64
第 9 期特定期間（平成21年 9 月 8 日から平成22年 3 月 5 日まで）	1.04
第10期特定期間（平成22年 3 月 6 日から平成22年 9 月 6 日まで）	0.11
第11期特定期間（平成22年 9 月 7 日から平成23年 3 月 7 日まで）	4.83
第12期特定期間（平成23年 3 月 8 日から平成23年 9 月 5 日まで）	3.17

（注）各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額、以下「前特定期間末基準価額」）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数値に100を乗じて得た数です。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）
第１期特定期間（平成17年９月27日から平成18年３月６日まで）	2,761,215,079	55,233,478
第２期特定期間（平成18年３月７日から平成18年９月５日まで）	235,832,798	231,094,000
第３期特定期間（平成18年９月６日から平成19年３月５日まで）	48,854,464	736,998,428
第４期特定期間（平成19年３月６日から平成19年９月５日まで）	153,489,695	342,469,186
第５期特定期間（平成19年９月６日から平成20年３月５日まで）	151,424,639	108,429,739
第６期特定期間（平成20年３月６日から平成20年９月５日まで）	31,644,150	120,825,566
第７期特定期間（平成20年９月６日から平成21年３月５日まで）	38,271,844	95,510,992
第８期特定期間（平成21年３月６日から平成21年９月７日まで）	29,984,535	73,613,086
第９期特定期間（平成21年９月８日から平成22年３月５日まで）	26,058,668	101,169,679
第10期特定期間（平成22年３月６日から平成22年９月６日まで）	7,062,563	81,589,411
第11期特定期間（平成22年９月７日から平成23年３月７日まで）	5,323,452	195,442,311
第12期特定期間（平成23年３月８日から平成23年９月５日まで）	4,863,141	111,947,911

設定数量には当初申込期間中の販売口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込受付

取得申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

イギリスの銀行、カナダの銀行またはオーストラリアの銀行のいずれかが休業日の場合は、申込の受付を行いません。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた申込の受付を取消することがあります。

（2）申込単位

委託会社の承認を得て販売会社が定める単位とします。

取得申込者が販売会社との間で、自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。）および定時定額購入取引に関する契約等を締結した場合、当該契約に規定する単位とします。

（3）申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

取得申込者は、販売会社が定める日までに申込代金（申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料に係る消費税等に相当する金額の合計額）を販売会社に支払うものとします。

基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

受益者が自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の価額は、毎計算期間の末日の基準価額とします。

（4）申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

収益分配金を再投資する場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はありません。取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないません。

2【換金（解約）手続等】

信託財産の資金管理を円滑に行うために、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

（１）解約方法

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し行うものとします。

（２）解約受付

解約申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてから申込は、翌営業日の取扱いとします。

イギリスの銀行、カナダの銀行またはオーストラリアの銀行のいずれかが休業日の場合は、解約の受付を行いません。

（３）解約単位

一部解約の単位は、委託会社の承認を得て販売会社が定める単位とします。

（４）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額とします。

基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

（５）信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.1%の率を乗じて得た額とします。

（６）解約代金支払

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目以降、販売会社の営業所等で行います。

（７）解約に関する留意点

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することがあります。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

解約の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。なお、解約の請求を受益者がするとき、振替受益権をもって行なうものとします。受益証券をお手許で保有されている方で、引き続き保有される場合は、解約のお申し込みの際に、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

買取請求については、販売会社へお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。当ファンドは、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。

組入資産の評価

資産の種類	評価方法
公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値) 第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額 価格情報会社の提供する価額 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。 また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
親投資信託 受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。
基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として無期限です。ただし、信託約款の規定により償還となることがあります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎月6日から、翌月の5日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。また、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間終了日とします。

(5)【その他】

信託の終了

1) 信託契約の解約

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ただし、前段落は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

2) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

3) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えた場合を除き、業務を引継いだ委託会社と受託会社との間において存続します。

4) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

5) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

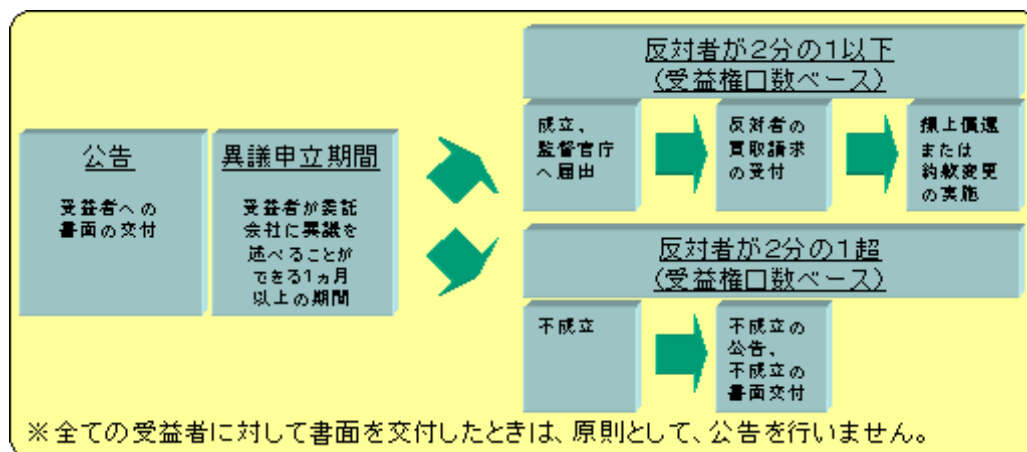
信託約款の変更

1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

2) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1) 第2および第3段落記載の手続きに従います。



関係法人との契約等

委託会社と販売会社の間で締結された販売契約は、原則として契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

運用に係る報告

委託会社は「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき、6ヵ月毎（毎年3月および9月の決算日を基準とします。）および償還時に運用報告書を作成し、かつ知れている受益者に販売会社を通じて交付します。

公告

1) 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.myam.co.jp/>

2) 前1)の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間、その支払いを請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

収益分配金または償還金の支払いは、原則としてファンドの決算日または償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日。）から起算して5営業日までに開始するものとします。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

換金（解約）の実行請求権

受益者は、販売会社を通じて委託会社に換金（解約）請求する権利を有します。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

反対者の買取請求権

投資信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または投資信託契約の解約が行われる場合、所定の期間内に異議を述べた受益者は委託会社の指定する販売会社を通じ受託会社に対し、その自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- （１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第11期特定期間（平成22年9月7日から平成23年3月7日まで）及び第12期特定期間（平成23年3月8日から平成23年9月5日まで）については、同内閣府令附則第3条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成23年7月8日付内閣府令第33号により改正されておりますが、第11期特定期間（平成22年9月7日から平成23年3月7日まで）については、改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第12期特定期間（平成23年3月8日から平成23年9月5日まで）については、内閣府令第33号附則第2条により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- （２）当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

- （３）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期特定期間（平成22年9月7日から平成23年3月7日まで）及び第12期特定期間（平成23年3月8日から平成23年9月5日まで）の財務諸表については新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

- （４）安田投信投資顧問株式会社は平成22年10月1日をもってMDAMアセットマネジメント株式会社と合併し、商号を明治安田アセットマネジメント株式会社に変更しております。

1 【財務諸表】
通貨分散債券オープン
（ 1 ） 【貸借対照表】

（単位：円）

	第11期特定期間末 （平成23年3月7日現在）	第12期特定期間末 （平成23年9月5日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	15,888,620	14,579,872
親投資信託受益証券	989,020,121	913,583,296
未収入金	6,060,079	-
未収利息	26	23
流動資産合計	1,010,968,846	928,163,191
資産合計	1,010,968,846	928,163,191
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,983,108	4,586,894
未払解約金	6,022,523	1,435,644
未払受託者報酬	40,734	41,147
未払委託者報酬	773,940	781,810
その他未払費用	27,957	25,382
流動負債合計	11,848,262	6,870,877
負債合計	11,848,262	6,870,877
純資産の部		
元本等		
元本	1,346,786,011	1,239,701,241
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	347,665,427	318,408,927
（分配準備積立金）	8,082,475	3,319,619
元本等合計	999,120,584	921,292,314
純資産合計	999,120,584	921,292,314
負債純資産合計	1,010,968,846	928,163,191

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第11期特定期間 （自 平成22年 9 月 7 日 至 平成23年 3 月 7 日）	第12期特定期間 （自 平成23年 3 月 8 日 至 平成23年 9 月 5 日）
営業収益		
受取利息	2,817	2,942
有価証券売買等損益	56,759,429	36,390,896
営業収益合計	56,762,246	36,393,838
営業費用		
受託者報酬	280,200	254,456
委託者報酬	5,323,682	4,834,608
その他費用	27,957	25,382
営業費用合計	5,631,839	5,114,446
営業利益又は営業損失（ ）	51,130,407	31,279,392
経常利益又は経常損失（ ）	51,130,407	31,279,392
当期純利益又は当期純損失（ ）	51,130,407	31,279,392
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	825,244	229,060
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	416,616,345	347,665,427
剰余金増加額又は欠損金減少額	51,832,621	27,310,447
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	51,832,621	27,310,447
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,394,589	1,174,716
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,394,589	1,174,716
分配金	31,792,277	28,387,683
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	347,665,427	318,408,927

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	第11期特定期間 （自 平成22年 9 月 7 日 至 平成23年 3 月 7 日）	第12期特定期間 （自 平成23年 3 月 8 日 至 平成23年 9 月 5 日）
１．運用資産の評価基準及び 評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証 券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
２．費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
３．その他	当ファンドの特定期間は、前期末及び当 期末が休日のため、平成22年 9 月 7 日か ら平成23年 3 月 7 日までとなっております。	当ファンドの特定期間は、前期末が休日 のため、平成23年 3 月 8 日から平成23年 9 月 5 日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第11期特定期間末 （平成23年 3 月 7 日現在）	第12期特定期間末 （平成23年 9 月 5 日現在）
１．特定期間の末日における受益権の総数 1,346,786,011口	１．特定期間の末日における受益権の総数 1,239,701,241口
２．投資信託財産計算規則第55条の 6 第 1 項第10号に 規定する額 元本の欠損 347,665,427円	２．投資信託財産計算規則第55条の 6 第 1 項第10号に 規定する額 元本の欠損 318,408,927円
３．特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の 額 1 口当たり純資産額 0.7419円 （10,000口当たり純資産額）（7,419円）	３．特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の 額 1 口当たり純資産額 0.7432円 （10,000口当たり純資産額）（7,432円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第11期特定期間 (自 平成22年 9 月 7 日 至 平成23年 3 月 7 日)			第12期特定期間 (自 平成23年 3 月 8 日 至 平成23年 9 月 5 日)		
分配金の計算過程 第59期（平成22年 9 月 7 日から平成22年10月 5 日まで） 計算期間末における分配対象額58,489,343円(10,000口当たり393円07銭)のうち、5,505,443円（10,000口当たり37円00銭）を分配金額としております。			分配金の計算過程 第65期（平成23年 3 月 8 日から平成23年 4 月 5 日まで） 計算期間末における分配対象額46,452,617円(10,000口当たり351円87銭)のうち、4,884,602円（10,000口当たり37円00銭）を分配金額としております。		
項目	金額または口数		項目	金額または口数	
配当等収益額（費用控除後）	A	5,022,975円	配当等収益額（費用控除後）	A	4,713,968円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	38,039,469円	収益調整金額	C	33,804,270円
分配準備積立金額	D	15,426,899円	分配準備積立金額	D	7,934,379円
分配対象額（A + B + C + D）	E	58,489,343円	分配対象額（A + B + C + D）	E	46,452,617円
期末受益権口数	F	1,487,957,782口	期末受益権口数	F	1,320,162,921口
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	393円 07銭	10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	351円 87銭
10,000口当たりの分配金額	H	37円 00銭	10,000口当たりの分配金額	H	37円 00銭
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	5,505,443円	分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	4,884,602円
第60期（平成22年10月 6 日から平成22年11月 5 日まで） 計算期間末における分配対象額56,960,327円(10,000口当たり383円57銭)のうち、5,494,326円（10,000口当たり37円00銭）を分配金額としております。			第66期（平成23年 4 月 6 日から平成23年 5 月 6 日まで） 計算期間末における分配対象額44,943,624円(10,000口当たり341円89銭)のうち、4,863,725円（10,000口当たり37円00銭）を分配金額としております。		
項目	金額または口数		項目	金額または口数	
配当等収益額（費用控除後）	A	4,078,057円	配当等収益額（費用控除後）	A	3,547,403円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	37,974,210円	収益調整金額	C	33,667,018円
分配準備積立金額	D	14,908,060円	分配準備積立金額	D	7,729,203円
分配対象額（A + B + C + D）	E	56,960,327円	分配対象額（A + B + C + D）	E	44,943,624円
期末受益権口数	F	1,484,953,027口	期末受益権口数	F	1,314,520,539口
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	383円 57銭	10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	341円 89銭
10,000口当たりの分配金額	H	37円 00銭	10,000口当たりの分配金額	H	37円 00銭
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	5,494,326円	分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	4,863,725円

第61期（平成22年11月6日から平成22年12月6日まで）
 計算期間末における分配対象額54,909,651円(10,000口当たり376円37銭)のうち、5,397,911円（10,000口当たり37円00銭）を分配金額としております。

項目	金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A 4,326,292円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B -円
収益調整金額	C 37,318,838円
分配準備積立金額	D 13,264,521円
分配対象額（A + B + C + D）	E 54,909,651円
期末受益権口数	F 1,458,895,009口
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G 376円 37銭
10,000口当たりの分配金額	H 37円 00銭
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I 5,397,911円

第62期（平成22年12月7日から平成23年1月5日まで）
 計算期間末における分配対象額52,537,315円(10,000口当たり367円10銭)のうち、5,295,071円（10,000口当たり37円00銭）を分配金額としております。

項目	金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A 3,948,837円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B -円
収益調整金額	C 36,618,099円
分配準備積立金額	D 11,970,379円
分配対象額（A + B + C + D）	E 52,537,315円
期末受益権口数	F 1,431,100,445口
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G 367円 10銭
10,000口当たりの分配金額	H 37円 00銭
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I 5,295,071円

第67期（平成23年5月7日から平成23年6月6日まで）
 計算期間末における分配対象額44,220,416円(10,000口当たり342円12銭)のうち、4,782,182円（10,000口当たり37円00銭）を分配金額としております。

項目	金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A 4,799,533円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B -円
収益調整金額	C 33,110,674円
分配準備積立金額	D 6,310,209円
分配対象額（A + B + C + D）	E 44,220,416円
期末受益権口数	F 1,292,481,760口
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G 342円 12銭
10,000口当たりの分配金額	H 37円 00銭
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I 4,782,182円

第68期（平成23年6月7日から平成23年7月5日まで）
 計算期間末における分配対象額42,491,096円(10,000口当たり337円77銭)のうち、4,654,438円（10,000口当たり37円00銭）を分配金額としております。

項目	金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A 4,081,472円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B -円
収益調整金額	C 32,232,723円
分配準備積立金額	D 6,176,901円
分配対象額（A + B + C + D）	E 42,491,096円
期末受益権口数	F 1,257,956,335口
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G 337円 77銭
10,000口当たりの分配金額	H 37円 00銭
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I 4,654,438円

第63期（平成23年1月6日から平成23年2月7日まで）
 計算期間末における分配対象額49,699,246円(10,000口当たり359円40銭)のうち、5,116,418円（10,000口当たり37円00銭）を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	4,019,299円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	35,392,174円
分配準備積立金額	D	10,287,773円
分配対象額（A + B + C + D）	E	49,699,246円
期末受益権口数	F	1,382,815,807口
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	359円 40銭
10,000口当たりの分配金額	H	37円 00銭
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	5,116,418円

第64期（平成23年2月8日から平成23年3月7日まで）
 計算期間末における分配対象額47,543,698円(10,000口当たり353円00銭)のうち、4,983,108円（10,000口当たり37円00銭）を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	4,106,868円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	34,478,115円
分配準備積立金額	D	8,958,715円
分配対象額（A + B + C + D）	E	47,543,698円
期末受益権口数	F	1,346,786,011口
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	353円 00銭
10,000口当たりの分配金額	H	37円 00銭
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	4,983,108円

第69期（平成23年7月6日から平成23年8月5日まで）
 計算期間末における分配対象額40,836,730円(10,000口当たり327円33銭)のうち、4,615,842円（10,000口当たり37円00銭）を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	3,303,442円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	31,971,412円
分配準備積立金額	D	5,561,876円
分配対象額（A + B + C + D）	E	40,836,730円
期末受益権口数	F	1,247,524,994口
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	327円 33銭
10,000口当たりの分配金額	H	37円 00銭
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	4,615,842円

第70期（平成23年8月6日から平成23年9月5日まで）
 計算期間末における分配対象額39,682,863円(10,000口当たり320円09銭)のうち、4,586,894円（10,000口当たり37円00銭）を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	3,680,706円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	31,776,350円
分配準備積立金額	D	4,225,807円
分配対象額（A + B + C + D）	E	39,682,863円
期末受益権口数	F	1,239,701,241口
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	320円 09銭
10,000口当たりの分配金額	H	37円 00銭
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	4,586,894円

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

	第11期特定期間 （自 平成22年 9 月 7 日 至 平成23年 3 月 7 日）	第12期特定期間 （自 平成23年 3 月 8 日 至 平成23年 9 月 5 日）
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
２．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）」の「２．有価証券関係」に記載しております。これらは金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。 市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。 信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。 また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。	同左
４．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

２．金融商品の時価等に関する事項

	第11期特定期間 (自 平成22年 9 月 7 日 至 平成23年 3 月 7 日)	第12期特定期間 (自 平成23年 3 月 8 日 至 平成23年 9 月 5 日)
１．貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第11期特定期間（自 平成22年 9 月 7 日 至 平成23年 3 月 7 日）

該当事項はございません。

第12期特定期間（自 平成23年 3 月 8 日 至 平成23年 9 月 5 日）

該当事項はございません。

(その他の注記)

１．元本の移動

	第11期特定期間 (自 平成22年 9 月 7 日 至 平成23年 3 月 7 日)	第12期特定期間 (自 平成23年 3 月 8 日 至 平成23年 9 月 5 日)
期首元本額	1,536,904,870円	1,346,786,011円
期中追加設定元本額	5,323,452円	4,863,141円
期中一部解約元本額	195,442,311円	111,947,911円

２．有価証券関係

売買目的有価証券

	第11期特定期間 (自 平成22年 9 月 7 日 至 平成23年 3 月 7 日)	第12期特定期間 (自 平成23年 3 月 8 日 至 平成23年 9 月 5 日)
種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託 受益証券	17,811,508	6,503,645
合計	17,811,508	6,503,645

３．デリバティブ取引関係

第11期特定期間（自 平成22年 9 月 7 日 至 平成23年 3 月 7 日）

該当事項はございません。

第12期特定期間（自 平成23年 3 月 8 日 至 平成23年 9 月 5 日）

該当事項はございません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式（平成23年 9 月 5 日現在）

該当事項はございません。

（２）株式以外の有価証券

（平成23年 9 月 5 日現在）

種類	銘柄	総口数（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	通貨分散外国債券マザーファンド	714,686,143	913,583,296	
合計		714,686,143	913,583,296	

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

[次へ](#)

（参考）

当ファンドは「通貨分散外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

通貨分散外国債券マザーファンド

（１）貸借対照表

	（平成23年 9 月 5 日現在）
科目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	59,397,625
国債証券	3,049,730,359
地方債証券	469,577,156
特殊債券	2,696,085,960
未収利息	100,455,634
流動資産合計	6,375,246,734
資産合計	6,375,246,734
負債の部	
流動負債	
未払解約金	3,209,986
流動負債合計	3,209,986
負債合計	3,209,986
純資産の部	
元本等	
元本	4,984,962,123
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	1,387,074,625
元本等合計	6,372,036,748
純資産合計	6,372,036,748
負債純資産合計	6,375,246,734

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	（自 平成23年 3 月 8 日 至 平成23年 9 月 5 日）
1．運用資産の評価基準及び評価方法	（１）国債証券、地方債証券、特殊債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 （２）為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
2．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。
3．費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
4．その他	貸借対照表は、ファンドの特定期間末の平成23年 9 月 5 日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、平成23年 4 月 6 日から平成24年 4 月 5 日までとなっております。

（その他の注記）

（平成23年 9 月 5 日現在）	
1．元本の移動	
対象期間（自 平成23年 3 月 8 日 至 平成23年 9 月 5 日）の元本状況	
期首（平成23年 3 月 8 日）の元本額	5,356,707,243円
対象期間中の追加設定元本額	2,724,800円
対象期間中の一部解約元本額	374,469,920円
平成23年 9 月 5 日現在の元本額の内訳	
私募通貨分散外国債券ファンド2008-01 適格機関投資家専用	1,949,495,094円
通貨分散外国債券ファンド	1,936,289,032円
通貨分散債券オープン	714,686,143円
私募通貨分散外国債券ファンド 適格機関投資家専用	384,491,854円
計	4,984,962,123円
2．対象期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	1.2783円
（10,000口当たり純資産額）	（12,783円）

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（３）附属明細表

第１ 有価証券明細表

（１）株式（平成23年９月５日現在）

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（平成23年９月５日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券				
カナダドル	CANADA-GOV'T 5.25%	1,900,000	2,040,068.00	
	CANADA-GOV'T 5%	700,000	773,549.00	
	CANADA-GOV'T 4%	700,000	789,950.00	
	CANADA-GOV'T 4.25%	2,300,000	2,653,257.00	
	CANADA-GOV'T 9%	2,300,000	4,017,226.00	
小計		7,900,000	10,274,050.00	
			(799,218,349)	
イギリスポンド	TREASURY 8%	200,000	256,318.00	
	TREASURY 8%	700,000	1,040,200.00	
	TREASURY 4.25%	600,000	662,100.00	
小計		1,500,000	1,958,618.00	
			(243,201,597)	
ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GVT 6%	1,600,000	1,752,240.00	
	NEW ZEALAND GVT 6%	2,500,000	2,790,000.00	
小計		4,100,000	4,542,240.00	
			(293,882,928)	
スウェーデンクローナ	SWEDEN GOVT 6.75%	11,500,000	13,090,105.00	
	SWEDEN GOVT 4.25%	12,500,000	14,485,500.00	
小計		24,000,000	27,575,605.00	
			(329,252,723)	
ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOV'T 6.5%	17,000,000	18,280,100.00	
	NORWEGIAN GOV'T 5%	15,000,000	16,620,000.00	
	NORWEGIAN GOV'T 4.5%	25,000,000	28,525,000.00	
	NORWEGIAN GOV'T 3.75%	5,000,000	5,452,500.00	
小計		62,000,000	68,877,600.00	
			(975,995,592)	
南アフリカランド	REP SOUTH AFRICA 13.5%	11,000,000	13,706,000.00	
	REP SOUTH AFRICA 8.25%	12,000,000	12,542,400.00	
	REP SOUTH AFRICA 8%	11,000,000	11,371,800.00	
小計		34,000,000	37,620,200.00	
			(408,179,170)	
国債証券計			3,049,730,359	
			(3,049,730,359)	
地方債証券				

カナダドル	ONTARIO PROVINCE 4.4%	2,600,000	2,882,022.00	
	ONTARIO PROVINCE 5.6%	2,500,000	3,154,450.00	
小計		5,100,000	6,036,472.00	
			(469,577,156)	
地方債証券計			469,577,156	
			(469,577,156)	
特殊債券				
オーストラリアドル	QUEENSLAND TREAS 6%	2,000,000	2,114,200.00	
	TREAS CORP VICT 5.75%	3,700,000	3,891,364.00	
	QUEENSLAND TREAS 6%	4,200,000	4,512,354.00	
	NSWTC-DOMESTIC 6%	3,500,000	3,781,995.00	
	QUEENSLAND TREAS 6.25%	3,500,000	3,824,205.00	
	QUEENSLAND TREAS 6%	1,600,000	1,725,984.00	
	INTL FIN CORP 7.5%	2,000,000	2,092,420.00	
	INTERAMER DEV BK 6%	3,000,000	3,153,240.00	
	INT BK RECON&DEV 6%	1,000,000	1,052,000.00	
	EUROPEAN INVT BK 6.125%	3,500,000	3,651,550.00	
小計		28,000,000	29,799,312.00	
			(2,421,194,100)	
ニュージーランドドル	EUROPEAN INVT BK 7.75%	1,000,000	1,038,910.00	
	INTL FIN CORP 7.75%	1,500,000	1,563,180.00	
	INT BK RECON&DEV 7.5%	1,500,000	1,646,625.00	
小計		4,000,000	4,248,715.00	
			(274,891,860)	
特殊債券計			2,696,085,960	
			(2,696,085,960)	
合計			6,215,393,475	
			(6,215,393,475)	

（注１）通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

（注２）合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

（注３）通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(注4) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計額に対する比率
カナダドル	国債証券 5 銘柄	12.5%	12.9%
	地方債証券 2 銘柄	7.4%	7.5%
オーストラリアドル	特殊債券10銘柄	38.0%	39.0%
イギリスポンド	国債証券 3 銘柄	3.8%	3.9%
ニュージーランドドル	国債証券 2 銘柄	4.6%	4.7%
	特殊債券 3 銘柄	4.3%	4.4%
スウェーデンクローナ	国債証券 2 銘柄	5.2%	5.3%
ノルウェークローネ	国債証券 4 銘柄	15.3%	15.7%
南アフリカランド	国債証券 3 銘柄	6.4%	6.6%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

通貨分散債券オープン

（平成23年9月30日現在）

資産総額	844,442,331円
負債総額	1,776,670円
純資産総額（ - ）	842,665,661円
発行済数量	1,209,110,884口
1口当たり純資産額（ / ）	0.6969円

（参考）マザーファンドの現況

純資産額計算書

通貨分散外国債券マザーファンド

（平成23年9月30日現在）

資産総額	5,984,867,860円
負債総額	45,012,582円
純資産総額（ - ）	5,939,855,278円
発行済数量	4,953,599,280口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1991円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称および住所並びに手数料

該当事項はありません。

受益者等に対する特典

該当事項はありません。

内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

該当事項はありません。

振替受益権

○受益証券の不発行

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

○受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

○質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金・償還金の支払い等については、約款の規定による他、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】**第1【委託会社等の概況】****1【委託会社等の概況】****(1)資本金の額**

本書提出日現在の資本金の額：	10億円
会社が発行する株式総数：	33,220株
発行済株式総数：	18,887株

<過去5年間ににおける資本金の額の推移>

該当事項はありません。

(2)委託会社の機構**会社の意思決定機構**

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

投資運用の意思決定機構

1. 投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
2. ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
3. ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。
4. 投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成23年9月30日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種 類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	127 本	430,372,926,100 円
単位型株式投資信託	3 本	3,328,791,447 円
合 計	130 本	433,701,717,547 円

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（旧会社名 M D A Mアセットマネジメント株式会社、以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、第24期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第25期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表については、あずさ監査法人により監査を受け、第25期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

なお、従来から委託会社が監査証明を受けているあずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって、有限責任 あずさ監査法人となりました。

(1)【貸借対照表】

	(単位：千円)	
	第24期 (平成22年3月31日現在)	第25期 (平成23年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	5,244,171	7,654,615
前払費用	45,055	100,129
未収入金	376	2
未収委託者報酬	196,221	461,977
未収運用受託報酬	¹ 550,685	¹ 544,381
未収投資助言報酬	¹ 126,638	¹ 195,353
繰延税金資産	54,282	116,799
その他	6,190	2,979
貸倒引当金	-	8,785
流動資産合計	6,223,622	9,067,453
固定資産		
有形固定資産		
建物	² 69,910	² 135,328
器具備品	² 136,629	² 178,423
有形固定資産合計	206,539	313,752
無形固定資産		
ソフトウェア	44,228	33,466
電話加入権	6,662	6,662
その他	755	586
無形固定資産合計	51,646	40,714
投資その他の資産		
長期差入保証金	¹ 204,426	¹ 190,699
長期前払費用	365	275
繰延税金資産	19,854	25,824
施設利用権	49,000	49,000
貸倒引当金	48,000	48,000
投資その他の資産合計	225,645	217,799
固定資産合計	483,831	572,266
資産合計	6,707,454	9,639,719

(単位：千円)

	第24期 (平成22年3月31日現在)	第25期 (平成23年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	10,433	13,180
未払金	249,499	516,160
未払収益分配金	105	146
未払償還金	28,065	7,315
未払手数料	107,831	193,778
その他未払金	113,496	314,921
未払費用	48,119	94,353
未払法人税等	9,034	11,716
未払消費税等	11,774	-
賞与引当金	78,606	103,938
流動負債合計	407,468	739,349
固定負債		
退職給付引当金	16,119	119,390
資産除却債務	-	54,977
固定負債合計	16,119	174,368
負債合計	423,587	913,718
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
その他資本剰余金	-	2,854,339
資本剰余金合計	660,443	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	1,448,381	1,036,176
利益剰余金合計	4,623,423	4,211,217
株主資本合計	6,283,866	8,726,001
純資産合計	6,283,866	8,726,001
負債・純資産合計	6,707,454	9,639,719

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第25期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	2,172,380	2,555,478
受入手数料	-	14,208
運用受託報酬	1,731,095	1,898,980
投資助言報酬	246,119	311,865
営業収益合計	4,149,595	4,780,534
営業費用		
支払手数料	1,226,938	1,272,371
広告宣伝費	20,282	17,415
公告費	1,140	1,444
調査費	569,699	776,846
調査費	273,646	347,459
委託調査費	296,052	429,387
委託計算費	214,468	281,257
営業雑経費	98,343	101,333
通信費	16,293	18,324
印刷費	73,629	65,644
協会費	5,629	6,857
諸会費	2,789	2,662
営業雑費	-	7,844
営業費用合計	2,130,871	2,450,668
一般管理費		
給料	1,199,808	1,406,694
役員報酬	56,262	63,577
給料・手当	951,163	1,140,380
賞与	192,382	202,737
その他報酬	22,884	17,264
賞与引当金繰入	78,606	103,938
福利厚生費	187,320	228,532
交際費	1,796	1,641
寄付金	-	100
旅費交通費	27,755	27,287
租税公課	17,285	22,389
不動産賃借料	255,113	238,996
退職給付費用	37,281	54,668
固定資産減価償却費	71,901	79,928
諸経費	101,732	135,011
一般管理費合計	2,001,487	2,316,454
営業利益	17,235	13,410

(単位：千円)

	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第25期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
営業外収益		
受取利息	8,636	5,008
償還金等時効完成分	5,111	20,750
保険契約返戻金・配当金	¹ 1,738	¹ 2,265
還付加算金	5,459	-
雑益	1,391	467
営業外収益合計	22,338	28,491
営業外費用		
雑損	-	39
営業外費用合計	-	39
経常利益	39,573	41,862
特別利益	-	-
特別損失		
固定資産除却損	² 212	² 13,467
合併関連費用	-	³ 465,874
資産除去債務会計基準の適用に伴う 影響額	-	34,623
特別損失合計	212	513,965
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失（ ）	39,361	472,102
法人税、住民税及び事業税	2,290	2,290
法人税等調整額	16,747	68,487
法人税等合計	19,037	66,197
当期純利益又は当期純損失（ ）	20,323	405,904

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第25期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,000,000	1,000,000
当期変動額	-	-
当期末残高	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	660,443	660,443
当期変動額	-	-
当期末残高	660,443	660,443
その他資本剰余金		
前期末残高	-	-
当期変動額		
合併による増加	-	2,854,339
当期変動額合計	-	2,854,339
当期末残高	-	2,854,339
資本剰余金合計		
前期末残高	660,443	660,443
当期変動額		
合併による増加	-	2,854,339
当期変動額合計	-	2,854,339
当期末残高	660,443	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	83,040	83,040
当期変動額	-	-
当期末残高	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	3,092,001	3,092,001
当期変動額	-	-
当期末残高	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金		
前期末残高	1,458,057	1,448,381
当期変動額		
剰余金の配当	30,000	6,300
当期純利益又は当期純損失（ ）	20,323	405,904
当期変動額合計	9,676	412,205
当期末残高	1,448,381	1,036,176
利益剰余金合計		
前期末残高	4,633,099	4,623,423
当期変動額		
剰余金の配当	30,000	6,300
当期純利益又は当期純損失（ ）	20,323	405,904
当期変動額合計	9,676	412,205
当期末残高	4,623,423	4,211,217
株主資本合計		
前期末残高	6,293,543	6,283,866
当期変動額		
合併による増加	-	2,854,339
剰余金の配当	30,000	6,300
当期純利益又は当期純損失（ ）	20,323	405,904
当期変動額合計	9,676	2,442,134
当期末残高	6,283,866	8,726,001

重要な会計方針

第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第25期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1. 固定資産の減価償却方法 (1)有形固定資産 定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～18年 器具備品 3年～20年 (2)無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。	1. 固定資産の減価償却方法 (1)有形固定資産 同左 (2)無形固定資産 同左
2. 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2)賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。 (3)退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。	2. 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金 同左 (2)賞与引当金 同左 (3)退職給付引当金 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。	3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法 同左

会計方針の変更

第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第25期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	1. 資産除去債務に関する会計基準等の適用 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 これにより、当事業年度の営業利益、経常利益はそれぞれ3,326千円減少し、税引前当期純損失は37,949千円増加しております。 2. 企業結合に関する会計基準等 当事業年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第24期 （平成22年3月31日現在）	第25期 （平成23年3月31日現在）
1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未収運用受託報酬 35,828千円 未収投資助言報酬 126,638千円 長期差入保証金 204,060千円 2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 建物 76,292千円 器具備品 244,766千円	1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未収運用受託報酬 9,887千円 未収投資助言報酬 181,486千円 長期差入保証金 190,313千円 2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 建物 118,809千円 器具備品 324,154千円

（損益計算書関係）

第24期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	第25期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
1 全て関係会社に対する金額であります。 2 固定資産除却損は器具備品212千円であります。	1 全て関係会社に対する金額であります。 2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。 器具備品 1,075千円 ソフトウェア 12,392千円 計 13,467千円 3 主に、会社合併に伴う資産運用系システム統合に関する費用166,443千円、特別退職加算金等154,794千円、退職給付制度改定損75,717千円を計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	12,601株	-	-	12,601株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	30,000,083円	2,380円77銭	平成21年3月31日	平成21年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	6,300,500円	利益剰余金	500円00銭	平成22年3月31日	平成22年6月25日

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	12,601株	6,286株	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	6,300,500円	500円00銭	平成22年3月31日	平成22年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第25期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
重要性が乏しいため、財務諸表等規則第8条の6の規定により注記を省略しております。	同左

(金融商品関係)

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。

また、営業債権である未収投資助言報酬は、当社親会社への債権であり、その回収にかかるリスクは僅少であります。

営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、長期差入保証金（貸借対照表計上額204,426千円）は、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	5,244,171	5,244,171	-
(2)未収委託者報酬	196,221	196,221	-
(3)未収運用受託報酬	550,685	550,685	-
(4)未収投資助言報酬	126,638	126,638	-
資産計	6,117,717	6,117,717	-
(1)未払手数料	107,831	107,831	-
(2)その他未払金	113,496	113,496	-
負債計	221,327	221,327	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)未払手数料、(2)その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	5,243,971	-	-	-
未収委託者報酬	196,221	-	-	-
未収運用受託報酬	550,685	-	-	-
未収投資助言報酬	126,638	-	-	-
合計	6,117,517	-	-	-

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。

営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	7,654,615	7,654,615	-
(2)未収委託者報酬	461,977	461,977	-
(3)未収運用受託報酬	544,381	544,381	-
(4)未収投資助言報酬	195,353		
貸倒引当金 ⁽¹⁾	8,785		
	186,568	186,568	-
(5)長期差入保証金	190,699	183,759	6,939
資産計	9,038,241	9,031,302	6,939
(1)未払手数料	193,778	193,778	-
(2)その他未払金	314,921	314,921	-
負債計	508,699	508,699	-

(1) 未収投資助言報酬に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)未収投資助言報酬

未収投資助言報酬のうち一般債権については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、未収投資助言報酬のうち貸倒懸念債権については、財務内容評価法による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(5)長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1)未払手数料、(2)その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	7,654,389	-	-	-
未収委託者報酬	461,977	-	-	-
未収運用受託報酬	544,381	-	-	-
未収投資助言報酬	186,568	-	-	-
長期差入保証金	-	-	190,313	-
合計	8,847,316	-	190,313	-

（有価証券関係）

第24期（平成22年3月31日現在）

該当事項はありません。

第25期（平成23年3月31日現在）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

（退職給付関係）

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

2．退職給付債務及びその内訳

	第24期 (平成22年3月31日)
(1)退職給付債務 (千円)	251,570
(2)年金資産 (千円)	235,451
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2) (千円)	16,119
(4)退職給付引当金 (3) (千円)	16,119

3．退職給付費用の内訳

	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
退職給付費用 (千円)	37,281

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務及びその内訳

	第25期 (平成23年3月31日現在)
(1)退職給付債務 (千円)	375,538
(2)年金資産 (千円)	256,147
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2) (千円)	119,390
(4)退職給付引当金 (3) (千円)	119,390

3. 退職給付費用の内訳

	第25期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
退職給付費用 (千円)(注1)	54,668

(注1)退職給付費用には、勤務費用のほか、確定拠出年金への掛金支払額1,346千円が含まれております。

(注2)上記の退職給付費用以外に特別退職金150,044千円、退職給付制度改定損75,717千円を特別損失「合併関連費用」に含めて計上しております。なお、退職給付制度改定損は、当社の退職金規程を、合併に伴い改定したことにより発生したものであります。

(ストック・オプション等関係)

第24期 (自平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

第25期 (自平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

第24期 （平成22年3月31日現在）		第25期 （平成23年3月31日現在）	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳	
繰延税金資産	千円	繰延税金資産	千円
未払費用否認	4,207	税務上の繰越欠損金	468,586
賞与引当金繰入限度超過額	31,985	税務上の繰延資産償却超過額	69,633
ゴルフ会員権評価損否認	2,441	退職給付引当金繰入限度超過額	48,580
貸倒引当金繰入限度超過額	19,531	賞与引当金繰入限度超過額	42,292
未払事業税	2,984	その他	106,485
未払福利厚生費否認	11,011	繰延税金資産小計	735,577
退職給付引当金繰入限度超過額	6,558	評価性引当額	586,024
税務上の繰越欠損金	13,086	繰延税金資産合計	149,552
その他	4,303	繰延税金負債	
繰延税金資産小計	96,109	資産除去費用	6,928
評価性引当額	21,972	繰延税金負債合計	6,928
繰延税金資産合計	74,136	繰延税金資産の純額	142,624
繰延税金負債	-		
繰延税金資産の純額	74,136		
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	40.69%	税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。	
（調整）			
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.85%		
住民税均等割	5.82%		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.36%		

（企業結合等関係）

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

共通支配下の取引等

（１）結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

結合当事企業の名称及び事業の内容

名称 当社の兄弟会社である安田投信投資顧問株式会社

事業の内容 金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業、投資助言・代理業および投資運用業

企業結合日

平成22年10月1日

企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、安田投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併

結合後企業の名称

明治安田アセットマネジメント株式会社

取引の目的を含む取引の概要

・吸収合併の目的

両社の持つ経営基盤、これまで培ってきた運用ノウハウを発展的に融合し、資産運用会社としての競争力を高めていくためであります。

・合併比率等

安田投信投資顧問株式会社の普通株式 1 株につき、当社の普通株式0.0543772株の割合をもって割当交付し、普通株式 6,286株を発行しました。また、本合併による資本金の増加はありません。

（２）実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

（資産除去債務関係）

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（１）当該資産除去債務の概要

本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

（２）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主たる資産の耐用年数満了時（１６年）としており、割引率は0.896%を適用しております。

（３）当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減は次のとおりであります。

期首残高(注)	54,489千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	488千円
期末残高	54,977千円

（注）当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる期首時点における残高であります。

（持分法損益等）

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）
該当事項はありません。

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）
該当事項はありません。

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
該当事項はありません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 （運用業務）	投資信託 （販売業務）	投資顧問 （投資一任）	投資顧問 （投資助言）	合計
外部顧客への売上高	2,555,478	14,208	1,898,980	311,865	4,780,534

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高
年金積立金管理運用独立行政法人	621,584

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（追加情報）

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（関連当事者情報）

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容	議決権等の所有 （被所有）割合
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000百万円	生命保険業	（被所有） 直接90%

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
投資顧問運用助言及び設備の賃借等 役員の兼任	運用受託報酬	31,784千円	未収運用受託報酬	35,828千円
	投資助言報酬	246,119千円	未収投資助言報酬	126,638千円
	事務所家賃	246,655千円	長期差入保証金	204,060千円

取引条件ないし取引条件の決定方針等

運用受託報酬および投資助言報酬については、契約に基づき報酬を算出しております。

事務所の家賃については、近隣の取引情勢に基づいて、契約により所定金額を決定しております。

（注1）上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容	議決権等の所有 （被所有）割合
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000百万円	生命保険業	（被所有） 直接92.86%

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
資産運用サービスの提供、 当社投信商品の販売、設備の賃借 及び役員の兼任	運用受託報酬	35,471千円	未収運用受託報酬	9,887千円
	投資助言報酬	306,784千円	未収投資助言報酬	181,486千円
	支払手数料	112,478千円	未払手数料	43,228千円
	事務所家賃	234,107千円	前払家賃	19,655千円
			長期差入保証金	190,313千円

取引条件ないし取引条件の決定方針等

運用受託報酬および投資助言報酬並びに支払手数料については、契約に基づき決定しております。

事務所家賃については、近隣の取引情勢に基づいて、契約により所定金額を決定しております。

（注1）上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

（1株当たり情報）

第24期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）		第25期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	
1株当たり純資産額	498,680円02銭	1株当たり純資産額	462,010円97銭
1株当たり当期純利益	1,612円87銭	1株当たり当期純損失	25,796円30銭

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額

	第24期 （平成22年3月31日現在）	第25期 （平成23年3月31日現在）
貸借対照表の純資産の部の合計金額（千円）	6,283,866	8,726,001
普通株式に係る純資産額（千円）	6,283,866	8,726,001
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数(株)	12,601	18,887
普通株式の自己株式数(株)	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	12,601	18,887

1株当たり当期純利益

	第24期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	第25期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
当期純利益又は当期純損失（ ）(千円)	20,323	405,904
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株主に係る当期純利益又は当期純損失（ ）(千円)	20,323	405,904
期中平均株式数(株)	12,601	15,735

（重要な後発事象）

第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第25期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)												
・安田投信投資顧問株式会社との合併について 当社と安田投信投資顧問株式会社は、平成22年6月10日付で、合併効力発生日を平成22年10月1日とする合併契約を締結しました。当該合併契約につきましては、平成22年6月25日開催の定時株主総会において承認を得ております。													
1. 合併の目的 資産運用業界は金融・経済危機を受けて、厳しい環境下にあり、資産運用会社は運用力のさらなる強化と経営効率のいっそうの向上を求められております。こうした環境を踏まえ、今後さらに多様化、高度化していくお客さまのニーズに的確に対応していくためには、両社が各々の独自性を伸ばしていくという従来の方から、両社の持つ経営基盤、これまで培ってきた運用ノウハウを発展的に融合し、資産運用会社としての競争力を高めていく方向とすることが最善の道であると判断し、両社間で合併の合意に至りました。													
2. 合併する相手会社の名称 安田投信投資顧問株式会社													
3. 合併の方法、合併後の会社の名称 本合併にあたっては、当社を吸収合併存続会社とし、安田投信投資顧問株式会社を吸収合併消滅会社とします。 また、新会社の商号は、明治安田アセットマネジメント株式会社（英文名：Meiji Yasuda Asset Management Company Ltd.）とします。													
4. 合併比率等 (1)合併比率 安田投信投資顧問株式会社の普通株式1株につき、当社の普通株式0.0543772株の割合をもって割当交付します。 (2)合併により発行する株式の種類及び数 当社は、本合併に際して、普通株式6,286株を発行します。 (3)資本金、資本準備金その他 本合併により増加する資本金および準備金等は、次のとおりです。 資本金 0円 資本準備金 0円 その他資本剰余金 会社計算規則第35条第2項の株主資本等変動額から前2号の合計額を控除した金額 利益準備金 0円 その他利益剰余金 0円													
5. 安田投信投資顧問株式会社の概要 (1)事業内容 金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業、投資助言・代理業および投資運用業 (2)営業成績及び財産の状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>平成21年3月期</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業収益</td><td>2,820百万円</td></tr> <tr> <td>当期純損失</td><td>255百万円</td></tr> <tr> <td>資産の額</td><td>3,935百万円</td></tr> <tr> <td>負債の額</td><td>299百万円</td></tr> <tr> <td>純資産の額</td><td>3,635百万円</td></tr> </tbody> </table>		区分	平成21年3月期	営業収益	2,820百万円	当期純損失	255百万円	資産の額	3,935百万円	負債の額	299百万円	純資産の額	3,635百万円
区分	平成21年3月期												
営業収益	2,820百万円												
当期純損失	255百万円												
資産の額	3,935百万円												
負債の額	299百万円												
純資産の額	3,635百万円												
6. 合併効力発生日 平成22年10月1日													

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要となります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	三菱UFJ信託銀行株式会社
資本金の額	324,279百万円（平成23年3月31日現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	株式会社武蔵野銀行
資本金の額	45,743百万円（平成23年3月31日現在）
事業の内容	日本において、銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社（受託者）として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの取得申込者に対して、募集・販売の取扱いおよびこれらに付随する業務を行います。

（参考情報：再信託受託会社の概要）

1．名称、資本金の額及び事業の内容（平成23年3月31日現在）

名称	資本金の額 （百万円）	事業の内容
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2．関係業務の概要

受託会社との信託契約（再信託契約）に基づき、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理）を委託され、その事務を行うことがあります。

3．資本関係

該当事項はありません。

3【資本関係】

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当特定期間において、ファンドの書類は以下の通り提出されております。

平成23年3月10日	臨時報告書
平成23年4月8日	臨時報告書
平成23年5月11日	臨時報告書
平成23年6月7日	有価証券報告書
平成23年6月7日	有価証券届出書
平成23年6月9日	臨時報告書
平成23年7月11日	臨時報告書
平成23年8月11日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成23年11月4日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公一 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている通貨分散債券オープンの前23年3月8日から平成23年9月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、通貨分散債券オープンの前23年9月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成 23 年 6 月 27 日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森 公 高
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥 村 始 史
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 辻 前 正 紀
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成 23 年 4 月 28 日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公一 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている通貨分散ボンドオープンの平成 22 年 9 月 7 日から平成 23 年 3 月 7 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、通貨分散ボンドオープンの平成 23 年 3 月 7 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．財務諸表の範囲には X B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月25日

MDAMアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	森 公高
----------------	-------	------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	奥村 始史
----------------	-------	-------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	辻前 正紀
----------------	-------	-------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているMDAMアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MDAMアセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象の「安田投信投資顧問株式会社との合併について」に記載されているとおり、会社と安田投信投資顧問株式会社は、平成22年6月10日付で、合併効力発生日を平成22年10月1日とする合併契約を締結している。当該合併契約については、平成22年6月25日開催の定時株主総会において承認を得ている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。